

○永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金交付要綱

平成21年3月25日

告示第12号

改正 平成27年3月25日告示第26号

改正 令和5年1月5日告示第1号

(趣旨)

第1条 永平寺町地区コミュニティ会館整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、永平寺町補助金等交付規則(平成18年永平寺町規則第38号)(以下「永平寺町補助金等交付規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的等)

第2条 この補助金の目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲及び補助率は別表第1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)を別表第2に定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、別表第2に掲げる書類(様式第6号及び第7号)を添付しなければならない。

(補助事業の変更)

第4条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、補助事業計画変更承認申請(様式第1号に準ずる。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第3に定める軽微な変更は、この限りでない。

(状況報告)

第5条 補助事業者は補助事業の遂行に関する状況報告書(様式第2号)を別表第2に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)又は町の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第3号又は様式第4号)を別表第2に定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書には、別表第2に掲げる書類(様式第8号)を添付しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金交付請求書には、交付決定通知書の写し又は交付額確定通知書の写しを添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者が財産を処分する場合は、永平寺町補助金等交付規則第19条に定めるところによる。

2 財産処分の制限は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定めるところによる。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針」(平成13年4月27日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(災害等による特例)

第10条 広範囲にわたる災害など、その他やむを得ない理由により、施設の改築又は改修が必要な場合のこの要綱の適用については、別に町長が定める。

(コミュニティ助成事業を受ける場合の特例)

第11条 財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業を受けて永平寺町地区コミュニティ会館を新築する場合は、コミュニティ助成事業実施要綱における補助率(補助金)を適用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業実施要領に定める。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則(平成27年3月25日告示第26号)

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則(令和5年1月5日告示第1号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補助金の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率(補助金)	補助金等の支払い区分
永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、多目的な総合施設の建設整備に要する経費に対して補助金を交付する。	地域住民により組織される団体	施設の新築(改築)に係る建設本体工事、付帯設備工事及び建築と同一年度における工事と一体となった設計監理委託に要する経費及びその会館に整備する防災用具の経費。	補助対象経費の3分の1以内(5,000千円限度)。ただし、地縁団体の許可を受けた団体又は許可を受けることを予定している団体については、県の補助金がある場合は補助対象経費の3分の2以内(10,000千円限度)。 新築に付属して整備する防災用具の3分の2以内(2,000千円限度)。	精算払
			建設後10年経過した施設で、本体施設・付帯設備等の改修に要する経費(1,000千円以上の改修に限る。)	補助対象経費の3分の1以内(3,000千円限度)。 ただし、地縁団体の許可を受け	精算払

		た団体又は許可を受けることを予定している団体については、県の補助金がある場合(事業費1,500千円以上)は補助対象経費の3分の2以内(4,500千円限度)。	
	町が造成する団地の住民を受け入れるため、既にある施設の改修・増築にかかる経費(1,000千円以上の改修に限る。)	補助対象経費の2分の1以内(5,000千円限度)。 ただし、地縁団体の許可を受けた団体又は許可を受けることを予定している団体については、県の補助金がある場合(事業費1,500千円以上)は補助対象経費の3分の2以内(6,500千円限度)。	精算払
	高齢者・身障者等の利用者に対し、利便	補助対象経費の3分の1以内	精算払

			性を図るために行 う施設のバリアフ リー化のための改 修に要する経費 (300千円以上の改 修に限る。)	(300千円限度)。	
			施設の利用者に対 し、利用環境整備の ために行う空調設 備工事に要する経 費(300千円以上の 工事に限る。)	補助対象経費の 3分の1以内 (300千円限度)。	精算払

※施設の改築は、第8条に定める施設の耐用年数が終了している施設を改築することをい
う。

別表第2(第3条、第5条、第6条関係)

補助金等の 名称	補助金等 交付申請 書の提出 期日	補助金等交付申請書 に添付すべき書類の 名称	状況報告書の 提出期日	補助事業実 績報告書の 提出期日	補助事業実績 報告書に添付 すべき書類の 名称
永平寺町地 区コミュニ ティ会館整 備支援事業 補助金	別に定め る日	(1) 事業計画書(様 式第6号) (2) 収支予算書(様 式第7号) (3) 地縁団体等の 活動状況を示す書 類 (4) 建築費等の見 積書 (5) その他別に定 める書類	必要と認めて、 指示した日	事業完了後 30日又は交 付の決定通 知を受けた 日の属する 年度の翌年 度の4月5 日のいずれ か早い日	(1) 収支決 算書(様式第 8号) (2) 対象施 設の登記簿 謄本 (3) 土地の 賃貸借契約 書(写)

別表第3(第4条関係)

補助金等の名称	経費の配分の軽微な変更	内容の軽微な変更
永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金	補助対象経費区分ごとに配分された額の10%を超えるもの以外の変更	—

様式第1号(第3条、第4条関係)

年 月 日

永平寺町長 様

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金交付申請書

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業について、補助金の交付を受けたいので、永平寺町補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等交付申請額 金 円
- 3 補助事業等の目的及び内容
- 4 補助事業等の着手及び完了予定年月日
着 手 年 月 日
完了予定 年 月 日
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法
- 7 添付書類
 - (1) 補助事業等の実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 設計書及び図面等
 - (4) その他

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

永平寺町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業第 半期状況報告書

年 月 日付け永平寺町指令第 号で補助金等の交付決定を受けた永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業の第 半期における遂行状況について、永平寺町補助金等交付規則第11条の規定により、別表のとおり報告します。

別表

事業名	事業費 A	着年月日 完了予定日	事業進捗状況				事業費支払状況				次の半期における事業進捗の見込	摘要
			前期末 出来高 B	本期末 出来高 C	本期末 までの 出来高 D (B+C)	進捗率 D/A	前期末 までの 支払 済額 E	本期末 までの 支払 済額 F	本期末 までの 支払 済額 G	G/A		

- 備考 1 事業名の欄は、必要に応じ、工事箇所等に細分して記載すること。
2 この表によりがたいものについては、この表に準じて作成すること。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

永平寺町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業完了実績報告書

年 月 日付け永平寺町指令第 号で補助金等の交付決定を受けた
永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業が完了したので、永平寺町補助金等交付規則
第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業等の完了年月日 年 月 日
- 3 補助事業等の交付決定額 金 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績書(事業の成果・実績・事業内容及び経費の内容)
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収書等支払い関連資料
 - (4) 管理運営規程
 - (5) 写真
 - (6) 助成対象物の登記簿謄本(新築の場合)
 - (7) 土地の賃貸借契約書写し(借地上で事業実施する場合に添付。)
 - (8) その他実施状況を説明する資料

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

永平寺町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業年度終了実績報告書

年 月 日付け永平寺町指令第 号で補助金等の交付決定を受けた永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業の 年度における実績について、永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、別表のとおり報告します。

別表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績						翌年度繰越額			事業実施期間		摘要
	事業費 A	補助 基本額	補助 金額	事業費支払実績				事業 進捗率	補助金 受入額	事業費 C	補助 金額	C/A	着 手 年月日	完 了 予定 年月日	
				支 払 済 額	支 払 義務額	計 B	B/A								

- 備考 1 事業名の欄は、必要に応じ、工事箇所等に細分して記載すること。
2 この表によりがたいものについては、この表に準じて作成すること。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

永平寺町長 様

補助事業者

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補
助金交付請求書(前金払、概算払)

年 月 日付け永平寺町指令第 号で額の確定の通知があつた永平
寺町地区コミュニティ会館整備支援事業補助金 円を交付されるよう永
平寺町補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

様式第6号(第3条関係)

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業計画書

事業名	事業費	事業費の 節別区分	事業費節別 積算内容	摘要
計				

様式第7号(第3条関係)

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業収支予算書

収 入

科 目	金 額	摘 要

支 出

科 目	金 額	摘 要

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

補助事業者

氏 名

(法人にあつては代表者の氏名)



様式第8号(第6条関係)

年度永平寺町地区コミュニティ会館整備支援事業収支決算書

収 入

科 目	金 額	摘 要

支 出

科 目	金 額	摘 要

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

補助事業者

氏 名

(法人にあつては代表者の氏名)



様式第1号(第3条、第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第3条関係)

様式第7号(第3条関係)

様式第8号(第6条関係)